

犯罪被害者等の現状とその支援

大岡由佳・辻丸秀策・大西 良・ポドリヤク・ナタリア
藤島法仁・末崎政晃・津田史彦・福山裕夫

A present condition and support system on victims

Yuka OOKA, Shusaku TSUJIMARU, Ryo OHNISHI, Nataliya PODOLYAK,
Norihito FUJISHIMA, Masaaki SUEZAKI, Norihiko TSUDA, Hiroo FUKUYAMA

【抄録】2004年12月に当事者・遺族，その支援者が待望した「犯罪被害者等基本法」が成立し，そのなかで多岐にわたる施策が現在検討されつつある．今までの犯罪被害者等の抱える問題は多岐にわたっていたが世間に知られることは少なかった．本稿では，それら犯罪被害者を取り巻く問題点を一次被害，二次被害，三次被害に分けて論じ，今後の被害者支援にかかわる諸団体についての現状と課題について明らかにした．

はじめに

今に始まったことではないが，最近も，様々な災害，事件，事故が各地で起こっている．そして，これらの災害，事件，事故によって，その都度，被害者等が生み出され続けている．そもそも犯罪被害者等とは，犯罪等により害を被った者及び家族又は遺族をさす．彼等は，生命を奪われたり，生涯にわたって障害を共に生活を強いられる事態に陥らされる．あるいは，財産被害や性的被害など一見行為として見えにくい犯罪であっても精神的な被害で苦痛を強いられることもある．更に，犯罪被害者等は，被害状況の捜査，公判の過程で負担を負うことになり，時には配慮に欠けた対応によって新たな苦痛（二次被害）を受けたり，すべての法的手続きが終わった後においても，服役後のお礼参りといわれるごとく，日々加害者からの再被害の不安に苛まれることもある．犯罪とは，世界の安定感，安全感を何ら疑うことなく平穏な生活を送ってきた日々が，一瞬にして消え失せてしまうという事態である．

我が国においては，紆余曲折をへて，2004年12月

に，ようやく当事者・遺族，その支援者が待望した「犯罪被害者等基本法」が成立した．そのなかで，犯罪被害者等の個人の尊厳が尊重され，その尊厳にふさわしい処遇を保証されること，また被害の状況及び原因，犯罪被害者等が置かれている状況等の事情に応じた適切な施策を講じる，再び平穏な生活を営めるまでの間，途切れることなく支援を行う，といった基本理念のもとに，多岐にわたる施策が現在検討されつつある．

いまや，被害者等に係る諸問題は，国民一人一人が，自らの問題として考えていくべきものとなった．しかし，実際は，犯罪被害者等については十分な理解が得られていないという実態がある．例えば，犯罪被害者等は社会の例外的な存在であって，自分たちとは関係がないという謝った認識や，犯罪被害者等は特別に公的に守られ，尊重され，加害者からの弁償に加えて十分な支援が受けられることで容易に被害から回復できているという誤解があるという¹⁾

本稿では，現在の犯罪被害者等を取りまく現状のどこに問題点があるのか，また今後の課題とはいかなるものかについて述べる．

1. 我が国の犯罪被害者の置かれている現状

1) 被害者とは何か

そもそも被害者 (Victim) の原意とは, Karmen (1996)²⁾ によると「儀式の途中で生け贄として神に捧げられる人や動物」のことであったという。その後, 被害者という語には, いかなる原因であれ, それによって負傷, 喪失, あるいは苛酷な運命を経験する人という意味が含まれるようになり, 現在, 多様な犯罪, 事故, 災害の被害を受けた人が被害者と呼ばれるようになった。その犯罪内容については, 多岐にわたるが, 例えば, 殺人, 暴行, 強制わいせつ, 財産被害, セクハラ・痴漢, ストーカー, DVなどが挙げられよう。犯罪被害者等基本法の第2条では, 「犯罪等」を, 犯罪およびこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為であると定義し, 「犯罪被害者等」を, 犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族であると定義している。また, Office for Victims of Crime³⁾ の言い方を借りると, 犯罪被害者等とは, 「被害者とは自己の力では統制しえない暴力によって負傷や損害を強いられ

た, 有責性を持たない個人である」となる。つまり, その当事者・遺族には直接の非はないにも関わらず, 何らかの被害に遭遇してしまったということになる。勿論, 犯罪被害内容によって, その被害状況も異なるし, また身体面, 精神面の被害程度も違いはあろう。しかし, 彼らに共通するのは, 突如と降りかかってきた事件事故によってなんからかの傷を負い, 長期にわたって心の傷を引きずることがあるということである。

2) 被害者となって抱える問題

昨日まで, 当然のように思っていた平穏な生活, 平和な生活が, 犯罪等に遭うことで, 生活・人生は一転する。今まで当然のようにいた家族がいない, 今まで何の疑問もなく動かしていた身体が動かない。「世界は安全だ」と漠然と抱いていた思いは, 吹っ飛んでしまう。

被害にあうということだけでも, 辛くてどうしようもないことである。しかし, 実はその事件の被害に加えて, 更に様々な問題が当事者・遺族を取り巻くことになる。これらは, 被害者になって初めて気づく矛盾や欠陥が多くあるという。(図1. 参照)

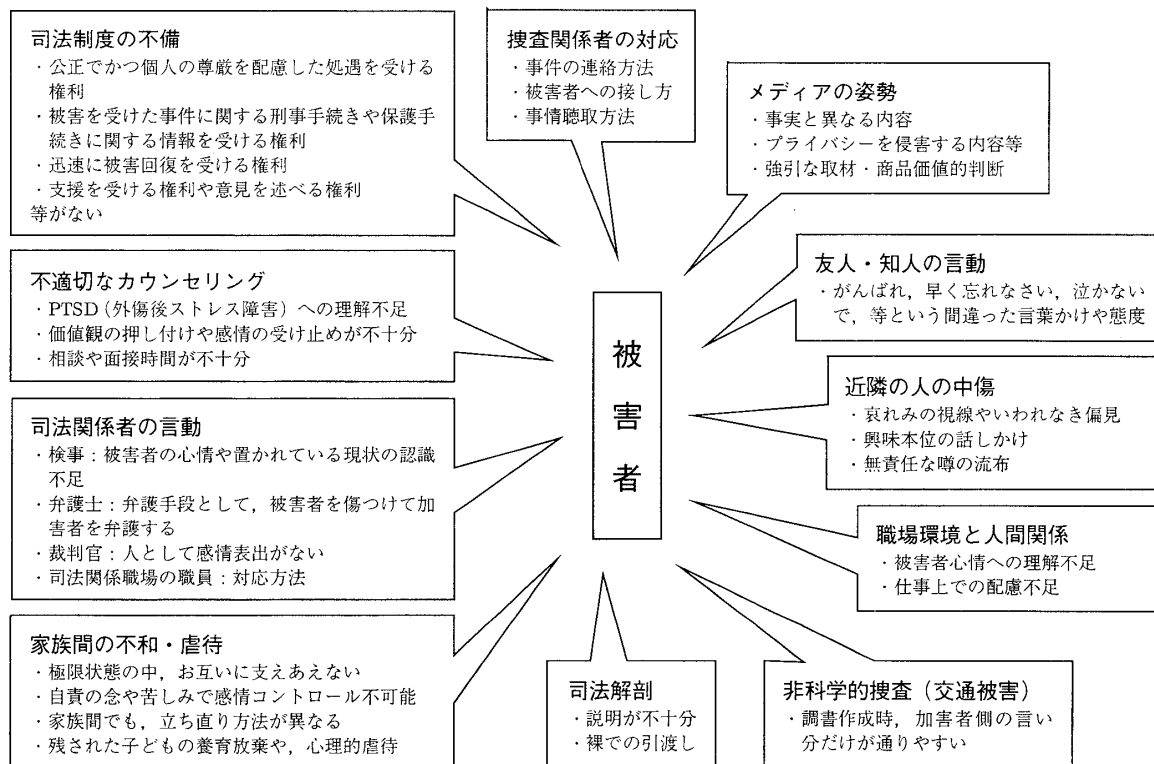


図1. 事件後, さらに被害者が傷つくこと (大久保『被害者支援の軌跡「犯罪被害者心のケア」』2001, P40を参考に筆者が作成)

3) 一次・二次・三次被害

犯罪被害者を対象とする「被害者学」という学問分野があるが、その学問の中では被害内容を第一次被害、第二次被害、第三次被害という捉え方が一般化しているという⁴⁾。一次被害と二次被害、三次被害は、その犯罪被害を起点にすべて連動して起こる被害であり、それぞれの被害が独立したものではないが、本稿では、便宜的に三つに分けて論じる。

A. 一次被害

一次被害とは、当然、犯罪等によって命を落としたり、障害を負って自由を奪われるという事実自体である。ある者は、無惨な形で突然殺され、ある身体犯の被害者は、かろうじて命が助かったとしても、重度の障害で自ら体を動かすことができなくなったり、動けたとしても高次脳機能障害などで長期療養が必要になることがある。性犯罪被害者であれば、大小様々な外傷に加え、妊娠や不妊、性行為によって感染する性感染症のリスク、不安や不眠、食欲不振などの精神的影響を被ることが知られている⁵⁾。これらの被害自体は、加害者がいくら重く罰せられたからといっても、被害自体が回復するものではない。

B. 二次被害

二次被害とは、「犯罪の結果としての被害に付随してもたらされる追加的苦痛、たとえば、友人・親戚・刑事司法制度などによる間違った扱いによって生じるもの」と定義⁶⁾されている。言い換えれば、事件等の被害者でありながら、反対に非難なれたり、責任を追及されたり、恥をさらされることによって、傷口に塩を塗りこむか、ナイフで傷口を大きくするかのごとく、被害者が当該事件によって受けたトラウマ（心的外傷）よりも、さらに深い傷を受けることをいう⁷⁾。

当初、“二次被害”とは、レイプなど性暴力被害を受けた女性被害者が、警察や司法関係者（多くの場合男性）と接触する際、自らの被害状況を話さなければならない状況に追い込まれることへの苦痛に対して使われていたらしいが、現在の様々な被害者体験記をみると、“二次被害”とは、犯罪の種別を問わず被害者が受ける付随的被害といえる。大別すると、①報道による被害、②警察・司法関連に

よる被害、③医療従事者による被害、④身近な者による被害に分けられよう。

① 報道による二次被害

例えば、1995年の地下鉄サリン事件被害者の会の手記集⁸⁾の中では、〈葬儀式場のなかにカメラをかついだ人がドヤドヤはいつてきた〉、〈報道関係者が朝早く突然きて、ドアに足を入れ強引に“コメントお願いします”といわれたため、しかたなく応じたが、後のフォローは何もない〉などの非常識な行為によって傷ついたことがつづられている。また、2001年に付属池田小事件で子どもを殺された親は、〈押し寄せる報道群がいたために、子どもの遺体を玄関から中に入れることができなかった〉ことや、〈葬儀でマスコミ関係者が参列者に紛れ込み録音機を持ち込んで一部始終録音し、翌日掲載した〉ことなどが語られている⁹⁾。このマスコミからの二次被害について改善させようと、現在、被害者とマスコミの合同で被害者報道のあり方と報道被害の問題について学ぶ会¹⁰⁾を開くなどの活発な活動も始まっているが、無神経な取材報道をマスコミの末端までさせないように徹底するには、まだまだ時間がかかりそう。

② 警察・司法関連による二次被害

犯罪被害者等となると、殺傷された場合には司法解剖が行われたり、残された遺族や被害当事者は、事情聴取、実況見分の立合いなどで長時間警察や検察に拘束されることが多い。場合によっては、加害者がいる場で証人として公判に出廷しなければならないことも出てくる。これらは、刑事手続き上必要なことであろうが、それらの一連の流れのなかで、被害者への配慮がない対応や、ちょっとした心ない言葉や対応、説明不足が被害者にさらに追い打ちをかけることになるのである。

例えば、“司法解剖”とは、死因が明らかにその犯罪によるものであることを立証するために内臓疾患や食中毒、脳の血管破裂の有無を確認する作業であるが、その解剖の不条理さに直面し苦悩する遺族がいる。〈霊安室では安らかだった夫が、司法解剖を受け帰ってきたら顔を切り刻まれていた〉〈司法解剖を終えて棺の中を見たらお父さんは何も身につけていなかった。〉といったことに再び傷つけられたことがエピソードとして語られることがあった。

あるレイプ被害者は、〈被害申告のため警察署を訪れた際に「もう26歳なんだから、処女でもないんだから、いいじゃないか」¹¹⁾と対応した警察官に言われた〉という。また、多くの被害者、ご遺族がおっしゃることであるが、〈休み時間もほとんどなく事情聴取が長時間行われた〉、〈調書作りや実況見分の立合いによって、精神的に更にきつくなった〉などが挙げられる。悲惨な例では、悲しみに暮れているであろうご遺族であったが、〈犯人として疑われ約10日間長時間の取り調べを受けたが、犯人として疑われたことに精神的ショックを受け、失業してしまい、現在も家賃を延滞している状況にある¹²⁾〉といったことすらある。

③ 医療従事者による被害

被害とは、身体が負傷することだけではない。上記に述べたような事件後のマスコミや公判等の行為、設備の不備によって更に傷つく二次被害があるが、その被害をケアするはずの医療従事者の対応によっても傷つくこともある。

性犯罪被害者の場合においては事件後早期に、ケア・検査・診断書作成等のために産婦人科に出向くことになるが、日本においては、まだまだ性犯罪被害者への病院の配慮（一般受診者とは別の入り口や静かな待合室、何度も事件の状況説明をさせないなどの気遣い）がない。新たな命に希望を膨らましている来院者の隣で、身の心もずたずたの性犯罪被害者は診察を待たねばならないのである。そのような環境において、事件後、神経が過敏になっている被害者は、自分の境遇に対して更に落ち込んだり、事件について話さないといけない際のちょっとした医療機関の言動に、傷つくことがある。

また、被害後の苦しみ・悲しさに耐えれず心の専門家と称する人のもとを尋ねる場合におこる二次被害もあげられる。例えば、勇気を振り絞って、事件後の心の沈んだ状態を治してほしいと薬をもすが思いで精神科の門をたたくと、「犯罪後の精神状態については専門ではない」「被害者のカウンセリングはできない」といったように暗に関わりをもとうとしない場合がすくなくある。また、「症状についてなら、処方できます」と医者が精神症状と認める症状に対する薬を“片付け仕事”のごとく出そうとするだけであることもしばしば聞かれる。し

かし、被害者からすると、事件等によって、ショック状態となっていたり、判断能力が低下したり、抑うつとなることは当然であり、被害者の気持ちを十分に聞かずして、薬だけ処方されても納得できないものである。自分の症状に対する障害受容に全く至ってない段階で無理に薬物を勧めることは、被害者にとっては精神科への拒否感を強めることになる。一方、自分はあまりのショックに気が狂ってしまうのか、という恐怖を更に強め、被害者を更にディスエンパワメントすることにもつながる可能性もあろう。

④ 身近な者による被害

家族や友人とは、ソーシャルサポートとして重要な位置を占めるが、ちょっとした言葉で、被害者の心情を荒げることにつながることもある。勿論、自分の真摯な気持ちを伝えることが重要であり同じ言葉でも、言い方によっては被害者が救われる時もある。しかし概して、表1にあるような、ちょっとした慰めの言葉が被害者にとって更に被害者を追いつめていくことになる。

しかしながら、事件で追いつめられていくのは当事者だけではなく、その身近な者も程度の差こそあれ同様である。その事件等が深刻であればあるほど、周りの者も、その事件等による傷つきを負うのである。事件直後に被害者と時間を共有すればするほど、被害が伝染するがごとく、様々なことに過敏に反応するようになる。その周りのトラウマティックな反応とそれに基づく行動は、時に被害当事者にとっては強引な行動と認識されることになる。

例えば、周りの者は、事件に憤慨し、なんとか事態を改善させようと、加害者への怒りから法的処罰を早急に進めようと意気込むこともある。しかし、（性犯罪被害者の場合は特にそうであるが）被害者等とは、加害者への恐怖などから告訴（捜査機関に犯罪事実を申告し犯人の訴追を求めること）や民事裁判に踏み切ることによって日々心が揺れ動くものであり、周りの支援者の思いと被害者の思い、被害者の家族それぞれの思いがかみ合わないことが出てくる。事件後法的措置などの対応が被害者の合意のもとに進んでいかないと、被害者等の精神的苦痛が更にひどくなるか、反対に、信頼がおける支援をしてくれる周りの者に、ちょっとしたことから被害者等が不信

表1. 不適切な言葉の使い方の例

よく使われる言葉	被害者の心情
お気持はよくわかります。	本当に分かるのか。簡単にわかってたまるか。
大丈夫、よくなりますよ。	よくなるのが保証できるのか。単なる気休めではないのか。
忘れることですよ、もう忘れなさい。	一生忘れることなんかできない。
早く元気になってください。	無理なことだ。
頑張りなさい、頑張って。	これ以上どうがんばるのか。生きることが苦しいのに、励まされると負担であり、焦燥感をます。
あの時〇〇すればよかったのに。あの時△△しなければよかったのに。	十分に自分を責めているのに、これ以上責めるのか。
他にも同じような人はいる。あなただけじゃない。	比較できない。
他にもお子さんがいるじゃない。	あの子の代わりなんていない。
私だったら生きていられない。	生きている私はどうだっていうの。死なない方がおかしいの。

〔性犯罪被害者対応ハンドブック〕1993, p63を参考に筆者が加筆修正

感を抱くようになることもある。そして、亀が甲羅のなかにはいってしまうように、被害者は孤立し周りから自らを隔絶することによって、二次被害から己を守ろうとするのである。

C. 三次被害

三次被害とは、上記の一次、二次の被害経験によって長く精神状況・社会生活に支障を来すことをさす。この三次被害は、一次・二次被害の過程の中で心身両面での重大なストレスに晒され、適切な対応を受けることなく放置されたままであれば、被害者は自己破壊的な方向に進んでしまう危険性すら孕んでいるという¹³⁾。

では、実際、どれほどの三次被害が起こっているものであるか、過去の調査からみてみよう。犯罪被害実態調査研究会が、H10～H12に事件が発生した被害者等に各都道府県警察の協力を得て行った調査¹⁴⁾がある。この調査は、被害者遺族、身体犯被害者、性犯罪被害者、財産犯被害者を対象とした852名(有効回答数)の調査であった。その報告書(表2参照)によると、事件後、被害者等の半数以上が身体の不調をきたし、8割以上が精神的ショックを受けている。また、仕事を休んだり辞めたりせざるを得なくなり、生活が苦しくなることもあるという。更に、家族や友人との関係が変化してしまう場合もある。実際、これらの事実を、明らかに犯罪等による“被害”であると認識している者は、「転居せざるを得なくなる」「職場で配置転換がある」以外ではすべての項目で半数以上を占めた。

これらの三次被害の深刻さについての認識は、近年急速に広まってきた。その背景には、被害者となった人たちの心をこめた訴えがあり、またこれを受け止めた研究者のPTSD臨床と分析の進歩があると¹⁵⁾。

実際、三次被害は、精神的ショックが高頻度で起こり、その他の問題の情緒反応にも密接に絡み合っていることより、PTSD反応や悲嘆反応と関連が深いものといえる。ただ、精神的ショックが、すべてPTSDや悲嘆反応を示しているというわけではない。精神医学的な視点から述べると、犯罪被害者等が、事件後に精神的ショックを受ける場合は、急性ストレス反応と称する場合があるが、これは一過性の状態であり、時間とともに自然に軽快していくとされる。しかし、一部が慢性化した精神的状況、こと、外傷後ストレス障害(Posttraumatic Stress Disorder: PTSD)に移行するのである。また、ご遺族などの被害者においては、正常な悲嘆から病的悲嘆という形で不安や抑うつ症状が慢性化するのである。

PTSDについて説明すると、PTSDとはアメリカ精神医学会DSM-IV¹⁶⁾の診断基準によると、その前提として「災害、事件、事故が、実際にまたは危うく死ぬまたは重傷を負うような出来事で、1度または数度、または自分または他人の身体の保全に迫る危険を、体験もしくは目撃または直面し、強い恐怖、無力感や戦慄を抱いたとき」に起こるものであると定義されている。そして、中核症状として、

表2. 事件後の出来事及びそれに対する被害認識 (%)

	(事実の有無)	(事実に対する認識)
	事実はあった	被害と思う
警察から事情聴取や操作での対応を求められることがある	89.2	73.3
精神的ショックを受ける	88.4	94.0
身体の不調をきたす	54.9	88.3
検察庁から事情聴取や操作での対応を求められることがある	52.7	73.8
仕事をしばらく休んだり、辞めざるを得なくなる	35.1	79.5
近所の人や通行人に変な目で見られる	34.9	67.3
生活が苦しくなる	33.1	80.6
治療費などで経済的な負担がかかる	31.3	80.1
加害者側の弁護士と接したり、その言動にふれることがある	30.3	67.2
マスコミから取材や報道を受ける	29.0	68.0
裁判所の手続きで対応を求められることがある	26.1	64.3
友人、会社の同僚等周囲の人との関係が変化する	24.7	66.0
家族のまとまりが乱れる	23.0	71.9
転居せざるを得なくなる	16.3	48.5
職場で配置転換がある	10.7	36.4

(犯罪被害実態調査報告書より筆者が抜粋し作成)

①再体験症状(その時の辛かったことを何度も思い出す・悪夢や不快な夢を見る)、②回避・麻痺症状(出来事の起こった場所に近づけない・以前のように楽しめない)、③過覚醒症状(イライラする・落ち着かない・眠れない・物音に非常にびくったり、ちょっとしたことにひどく心配になる)の3症状が出現するとされる。

PTSDの治療の前段階として重要なことは、なによりもまず安全の確保である。つまり、被害者等に、安心できる場所・物・人の空間を提供することにある。実際、犯罪等によって、今までの住み慣れた家に住めなくなったり、友達や家族とのつながりを喪失するなど、安心して生活を送ることが出来ない場合が起こる。そのような社会的環境との調整を行わなければ、長期間トラウマによるストレスに苦しむことになり、効果的かつ効率的な治療は期待できないとされる¹⁷⁾。

しかし、現在における支援の現状では、PTSDの治療はおろか、社会的環境の調整・手配などの相談を受ける窓口は無いに等しい。行政で被害者支援の窓口が実際に起動しているところは限られているし、多くの民間被害者支援組織でも、具体的な支援まで行っていない状況である。そして、そのような安全な場が確保されない社会で、被害者は更に閉塞感を強め、三次被害は進行していくのである。

4) 被害者の保障をめぐる問題

A. 被害者の経済的負担

被害者は、被害に関わるすべての諸経費を被害者等が自ら負担せざるをえない状況となる。例えば、必要となる医療費、身体の安全を確かめるための検査費用、診断書費用、医療機関への交通費、家族の介護のための費用、犯罪被害による勤務できなかった間の生活費、亡くなった場合の遺体搬送費、葬儀費用、マスコミ対策や裁判にかかわるために弁護士に依頼する費用、裁判調書の謄写費用、加害者と同じ地域に居住している場合の不安感から転居せざるを得ない費用、住宅の安心感を得るための改造費用など、驚くばかりの多額の出費をすることになる¹⁸⁾。被害者にとってはこの支出は、不当で理不尽のものであるが、結局、加害者側から支払われなければ下記B.にみる犯罪被害者等給付金制度の他に肩代わりしてくれるところなどないのである。

犯罪の被害自体によっては、収入が得ることができない場合も当然でてくる。犯罪が労災として認定された場合は、医療費は無料となり、所得は80%休業補償される。しかし、労災が適用される犯罪被害はごく一部である。労災が認定されない場合は、社会保険加入者であれば、医療費の自己負担分を支払い、所得の60%を支給されることになる。国民健康保険加入者であれば、仕事につくことができず収入を得ることができなくても、所得は保障されず、医

療費も自己負担分を支払わねばならない。

最後の砦といわれるセーフティーネット、生活保護の申請があるかもしれないが、犯罪被害者というだけで、申請書を当事者にすんなり渡してくれる状況ではないのは他の困窮者と代わりはない。逆に、被害者が行政窓口で生活保護の申請に行っても、被害には共感してもらえたとしても、結局は支払うべき相手、加害者がいるとの理由から窓口を返されることもあるときく。

確かに、被害者の損害については、被害を与えた加害者が支払うべきところであろう。しかし実際は、被害者が受けた損失に対して、事件直後に加害者側から支払われることは少ない。まず、事件で犯人が起訴されると刑事裁判に持ち込まれることになるが、刑法の任務は、被害者側の損害賠償ではなく、犯罪者を罰することにある。刑事和解（刑事裁判において被告人との間で生じた民事上の請求について示談を行った場合に、刑事公判調書に示談内容・和解金額を記載する制度）もあるが、殺人や強姦といった極めて悪質な犯罪であればあるほど、利用例は極めて少ない状況である¹⁹⁾。加えて、刑法で裁かれた後に民法上で不法行為責任を問うことはできるが、被害者側が民事訴訟の手続き上の負担を余儀なくされる上に、加害者側の賠償の資力がなければ、訴訟を起こしても無意味で、被害者は救済されない。場合によっては、加害者から賠償金はおろか謝罪すらなく、徒労に終わることさえある。

B. 被害者への給付金の実態

犯罪被害者等給付金制度とは、故意の犯罪行為により不慮の死亡、重傷病又は障害という重大な被害を受けたにもかかわらず、何らの公的救済や加害者側からの損害賠償も得られない被害者又は遺族に対して、社会の連帯共助の精神に基づき国が犯罪被害者等給付金を支給することにより、その精神的・経済的打撃の緩和を図ろうとする制度である。発端は、昭和49年8月に発生した三菱重工ビル爆破事件で、公的な犯罪被害者補償制度の確立の必要性が、国会、マスコミ等で大きく論議され、また、通り魔殺人事件の被害者の遺族、被害者学の研究者、弁護士会等からも制度確立を求める声が高まり、昭和55年5月に「犯罪被害者等給付金支給法」が制定された。こ

の制度は、無差別殺傷事件として有名な平成7年の地下鉄サリン事件の被害者等にも支給されるべく、支給対象の拡大や給付基礎額の引上げを中心とした法改正がなされ、平成13年7月1日から「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」が施行されている。近年では、犯罪被害者等基本法（平成16年12月成立）及び犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）を踏まえ、重傷病給付金に係る支給要件の緩和、支給対象期間の延長等を内容とする政令改正及び親族間犯罪に係る支給制限の緩和を内容とする規則改正が行われ、それぞれ平成18年4月1日から施行されている。

しかし、この金銭的援助がどれほど被害者にとって有用な制度かと問われると疑問が残る。

第1に、この制度をもって十分な額の補償がなされていないということである。給付金には、死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給される。例えば重傷病給付金を例にとると、現在、加療期間1月以上かつ、入院期間3日以上（犯罪被害に起因するPTSD等の精神疾患については、その症状の程度が3日以上労務に服することができない程度の場合、入院期間がなくても対象）の被害者の方に、“1年”を限度として、保険診療による医療費の自己負担相当額が支給されるものである。これでも昨年4月に期間が3ヶ月から1年へと拡大されているが、実際この改正においても、医療費のみの補助でしかなく、長期療養や介護サービスを必要とする被害者は、期限付きの医療しか受けられないことになる。

第2に、この制度が、すべての被害者を対象とするものではないことが挙げられる。例えば、労働災害補償保険法や自動車損害賠償保障法等による公的給付や損害賠償が優先するため、公的な補償が行われる場合、その補償額が給付金を上回る時は支給されない。また、その犯罪被害が親族の間（夫婦・直系親族・兄弟姉妹）で行われた犯罪や、犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合は、給付金の全部又は一部が支給されない。しかし遺族給付金該当

と想定される被害者を例にあげると、平成15年の殺人検挙件数1,258件のうち、被害者と被疑者の面識の有無は、面識無しは14.6%にとどまっております、面識あり42.8%、親族42.1%、その他0.5%となっていた²⁰⁾。すなわち、通り魔殺人などの面識無しの他者による犯罪が一番に想定された現行の救済制度においては、給付対象となる者は一部分でしかないことになる。

第3に、犯罪被害者等給付金制度の認知度が低いことが挙げられる。平成15年において、生命・身体に被害を受けた犯罪の被害者数は、123万7,230人に及ぶ（交通業過による被害者及び道路上の交通事故に係る危険運転致死傷を含む²¹⁾）。一方、平成15年度の犯罪被害者等給付金の申請件数は、「遺族給付金」「重傷病給付金」「障害給付金」の3種類合わせて505件であり、裁定件数は456件であった。結局は、大部分の被害者がこの制度を利用できていない状況にある。実際、H12年に行った全国15歳以上5,000人の世論調査では、犯罪被害給付制度を「知っている」と答えた者の割合は39.3%、「知らない」と答えた者の割合は60.7%であった。この給付金制度の国民の認知がなされていないことも、制度が有効に利用されていない要因としてあげられよう。

第4に、犯罪被害者等給付金制度の手続きの煩雑さが挙げられる。遺族給付金の申請であれば、申請書に加えて、添付書類（被害者の戸籍謄本、申請者の戸籍謄本、住民票、扶養証明、被害者の収入がわかるもの、被害者負担額を証明できる書類など）を添えて提出となる。犯罪等に遭遇してしまった場合、程度の差こそあれ、当事者・ご遺族にとっては、精神的にも打ちのめされ生活するのがやっとの状態であることが多い。そのような状況の中で、たとえ給付金制度についての情報を与えられていたとしても、すぐさま自ら手続きを進めていくことには無理があることも多いようである。しかも、書類を揃え、申請が終わったとしても、裁定までには時間がかかる。しかも、この給付金制度は、犯罪行為による死亡、重傷病又は障害の発生を知った日から2年を経過したとき、あるいは死亡、重傷病又は障害が発生した日から7年を経過したとき、という申請期限になっている。よって、犯罪被害から少し落ち着き書類を目を通せると当事者が感じる頃には申請すら受理さ

れないという可能性があることも忘れてはならない。

結局、犯罪被害者等を救済するはずの給付金制度は、上記にあげたような問題点があり、被害者への被害程度に応じて補償するという類の制度ではなく、あくまで見舞金の類にとどまっている現状なのである。海外の幾つかの国では被害に見合う補償型の給付がなされていることから、給付金制度の更なる改善については本邦における今後の課題である。

C. その他の保障（修学援助等）

金銭的な支援ということから述べると、犯罪被害者の遺児に対して行われる「財団法人犯罪被害救援基金」があるので補足しておく。これは昭和56年、犯罪の被害に遭って不慮の死を遂げた者又は身体に重い障害が残った者の遺児の就学援助等のため、国民各層から浄財を募りこれを基金として「財団法人犯罪被害救援基金」が発足しているものである。この基金では、(1)学生、生徒及び児童に対する奨学金又は学用品費の給与、(2)学生、生徒及び児童の生活の指導及び相談、(3)犯罪被害者に対する障害見舞金の給付及び生活の相談(4)その他この法人の目的を達成するために必要な事業を行っている。

この基金の存在についても、あまねく国民に知らせ、寄付を募る必要があるし、また、必要な時には容易に利用できるように整えていくことが課題といえよう。

2. 我が国の被害者支援の現状と課題

日本の被害者支援については、先進国アメリカやイギリスと比較すると、20年遅れていると言われている。

実際、英国では1964年に補償制度が始まり、VS (Victim Support) による人的な被害支援も1974年には開始されており、現在470組織の900人の有給スタッフと16,000人のボランティアからなっている。VSでは、常時、警察から通知があった被害者に対して文書、電話、面接等で連絡をとって、事件直後から危機介入を行い、相談相手になりながら助言を与えたり、補償や裁判等に関する相談・情報提供を行ったり、法廷付添いサービスなどの支援を行っている。米国においても同様で、1975年より全国組織

NOVA (National Organization for Victim Assistance) などによる支援が始まり、緊急時のサービス、カウンセリング、各種代弁支援活動、各種申請の援助、法廷関連サービス、諸制度の充実・拡大のための活動が行われている。1984年には犯罪被害者法が設立し、26億円の補助金によって運営されているという。

一方、本邦においては、1980年の金銭面の補助が被害者支援のスタートでありながら、その給付金制度すら十分な支援とはなっていない現状がある。また、VSやNOVAのような日本版民間組織についても、規模はまだ小さく十分な具体的支援が行われていない現状である。ここでは、現に全国的に点在する犯罪被害者支援に携わっている団体について、1) 民間支援団体、2) 当事者主体の団体、3) 弁護士会の取り組み、4) 司法関係の取り組み、5) 警察等による取り組み、6) 医療保健機関の取り組み、に分けて論じる。

1) 民間支援団体—全国被害者支援ネットワーク

人的な犯罪被害者支援が具体化するようになった背景としては、1991年10月に警察庁、犯罪被害者救済基金共催によって開催された「犯罪被害給付制度発足10周年記念シンポジウム—被害者救済の未来像—」が挙げられる。そのシンポジウムにおいて、飲酒運転によって息子を失ったご遺族大久保恵美子氏は、「息子が飲酒運転者に殺されてから、どうやって生きていいかわからず、私を精神的に助けてくれるところがどこかにないかと思って必死に探しましたけれども何もありませんでした・・・日本は、私が被害に遭いましたと大きな声でいって、大きな声で泣ける、そういう社会ではありません・・・ただじつと自分で我慢しなければいけないのが今の日本の姿だと思います。」と述べ、日本においての被害者への精神的サポートの必要性、早期の支援活動開始への願いを訴えたという²³⁾。

この勇気ある声に応える形で犯罪被害者救済基金の援助を受けて、1991年に山上皓教授の指導のもとに1992年に東京医科歯科大学に「犯罪被害者相談室」が設立され、犯罪被害者相談が実施されることになった。この相談室を皮切りに、全国各地で民間の被害者援助団体の設立が相次ぎ、今や42団体によって被

害者支援が行われている。ボランティアを主体とする組織であるが、メンバーには精神科医、臨床心理士、弁護士、元警察等関連領域の専門家も多く、被害者の多様なニーズに応える体制づくりが目指されている。活動資金は個人、団体からの寄付および助成金、地方自治体からの補助金等を受けている。

現在、民間支援団体は電話相談サービスを行っており、それら団体のほぼ半数の組織で面接相談サービスが行われ、一部の組織において付き添い等・直接的支援サービスの試みがなされている。また、海外のVSやNOVAのように事件発生後の早期の支援が警察との連携の中で可能となるように、犯罪被害者等早期支援団体として認定を受ける取り組みも始まっている。しかし、犯罪被害者等早期支援団体として早期の支援から継続的に支援を行える認定を得たのは、平成18年10月現在、東京、茨城、京都、愛知、宮城、熊本、埼玉、秋田、宮崎のわずか9団体にとどまっており、全国各地で同様の支援が受けられることができる体制は整っていない。しかも、これらの早期支援団体にしても、その他の民間支援団体にしても、地域によっては、これらの支援を支えるボランティアの人手が足りない。本稿でみたような二次被害をおこさないボランティアを養成しようとすると、教育する者も、またその対象となる者も更に限られてしまう。現段階では、それなりの財政基盤と支援が展開できている団体が幾つかあるものの、実際、多くの団体は財政的基盤も脆弱であり、幅広く支援を行うには更なる検討が必要である。

2) 当事者主体の団体

1991年以降、全国各地に、被害者支援に関わる自助グループや支援団体が多く立ち上がるようになってきた。例えば、千葉県の遺族が設立した『全国交通事故遺族の会』、富山県の遺族が組織した『飲酒運転に反対する市民の会』、大阪府の3遺族が集まって話したことが契機となった『少年犯罪被害当事者の会』、犯罪被害者とその家族の権利の擁護と確立、子どもの健全育成、地域安全に寄与するために結成された『犯罪被害者支援の会 appui』、通称“あすの会”と呼ばれる代表岡村勲氏の『全国犯罪被害者の会』等がある。“あすの会”では、被害者支援活動の他、シンポジウムを開催したり、ヨーロッパに被害者の刑事手続きの参加に関する調査^{23)・24)}、に

出向くなど、精力的に活動を展開している。

今後も、当事者にしかわからない思いを遍く社会に伝えていくという重要な役割を担っている。また、他の犯罪被害者支援団体等との連携を更に図り、多岐にわたる被害者のニーズに対応していくことも求められている。

3) 弁護士会の取り組み

長い歴史の中で弁護士は、加害者側を擁護するという立場をとることも多かった。しかし、1997年に、日本弁護士連合会に犯罪被害回復等検討協議会が発足し、犯罪被害者の総合的支援および救済の取り組みが始まった。例えば、刑事司法手続きの説明や、事件の見通しの説明、加害者側との対応に関する助言や代理交渉、捜査状況や公判状況に関する情報提供、刑事裁判の確定記録の調査、マスコミ対応など様々な二次被害を軽減するための支援があげられる。

更に2004年度には、弁護士会や司法書士会その他の隣接法律専門職者によって、法的サービスを身近に受けられるようにするための総合法律支援法が発表され、2006年10月から日本司法支援センター（通称；法テラス）が起動しはじめている。この法テラスでは、犯罪被害者（交通事故、性犯罪、DV、ストーカー、児童虐待、高齢者・障害者の被害、消費者を対象とした詐欺など、様々な犯罪被害を対象）への刑事手続への適切な関与や、損害・苦痛の回復・軽減を図るための制度に関する情報を提供することになっている。

法テラスはまだ始まったばかりの機関であり、犯罪被害者に精通した弁護士の確保等についても問題はあろうだが、犯罪被害者が利用しやすい制度となるよう、今後の活動に期待をしたいところである。

4) 司法関係の取り組み

公判において今までは被害者は、事件の証拠品という考えが強く、まさに自分を犯した、またご子息を殺した被告人がいる前で事件の経緯を話さねばならないこともあった。そして、それが被害者等の更なる精神的苦痛につながるがあった。

近年、司法関係において、やっとな犯罪被害者のニーズに基づき、2000年に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律」を制定し、被害者や遺族に公判手続きの優先傍聴権、および、公判記録の閲覧謄写権を認め、さらに民事

上の争いについて合意が成立した場合、その内容を公判調書に記載し、あらためて民事訴訟を起こさなくても強制執行ができるよう被害者の便宜を図ることとされた²⁵⁾。

また、性犯罪被害者や年少の被害者の場合は、従来の法的手続きがとりわけ二次被害につながりやすいとの観点から保護の必要性が認識され、2000年の刑事訴訟法改正で、公判において証人付添人制度と遮蔽措置、ビデオリンク方式の措置が導入されることになった。

証人付添人制度とは、証人が尋問をうける際に、「著しく不安又は緊張を覚える恐れがある」場合に、付添人をつけることができる制度である。欧米には既に同様の制度があり、イギリスでは付添いはソーシャルワーカーの同席が許されることがあったり、ドイツでは被害者の請求により被害者をもっとも信頼する者の立ち会いが許されることがあるという。しかし、日本においては、公式な統計は未だ発表されていないものの、証人付添人制度は未成年の性犯罪被害者を中心に、付き添う者も母親など親族が大半を占める²⁶⁾。即ち、犯罪種別、アドボケーターの多様性についてはまだまだ限定的であるともいえる。

遮蔽措置という制度は、証人に被告人の面前で供述させると「圧迫を受け精神の平穩を著しく害されるおそれがある」と認められる時に、証人と被告人との間に衝立をおいて互いに見えないようにすることである。また、ビデオリンク方式とは、とりわけ性犯罪の被害者等について、法廷との間で画像及び音声の送受信ができるようにした別室において証言することが許される制度である。ただ、このビデオリンク方式にしても、アメリカ、イギリス、ドイツにおいては、かなり前からこの種の扱いが採られているのに対して、日本では2000年に始まった制度であり、2004年5月末までの実績で遮蔽措置3,377件、ビデオリンク方式410件ととどまっている²⁷⁾。

確かに、本邦においては、適用要件が裁判所の裁量に委ねられた始まったばかりの制度であるが、被害者の二次被害という視点から考えると更に活用していくように周りが働きかけることが求められている。

なお、現在、当事者団体である“あすの会”が強くもとめている刑事手続きの当事者の参加につい

ても、検討段階に入っている。様々な犯罪被害者のニーズに即した司法制度の改正が望まれる。

5) 警察等公的機関の取り組み

本邦においては、犯罪が起こった際の最初の窓口となるのが警察である。警察では、1980年の犯被害者等給付金支給法や、1981年の財団法人犯罪被害救援基金の設立など、早期から犯罪被害者の施策に貢献してきた。1992年には、犯罪被害者実態調査研究会による調査（7年3月報告書提出）によって、警察の捜査過程における二次被害の問題や情報提供のニーズ等が指摘され、1996年に警察庁において「被害者対策要綱」を策定され、全国警察に通達されている。要綱制定以来、各地域で犯罪被害者に対しての様々な支援施策が実施されており、犯罪被害者の精神的支援を目的とした臨床心理士も配置されるようになった。心理士の活動内容は、カウンセリング、電話相談、危機介入、事情聴取や裁判における付添い等多岐にわたるとされるが、実際には人員も限られており、現在主に行われているのは電話相談と面接相談のようである²⁸⁾。よって、具体的な危機介入や付添いなどの支援は、一部、一定期間のみ警察官によって行われる場合もあるが、多くのケースでは、ほとんど行われていない状況である。

ようやく民間団体等において事件直後の早期支援をできるように体制を整えはじめてはいるが、民間支援団体が早期支援をするようになれば、それに伴い警察側においても、二次被害を与えることなく、それら支援機関と連携をはかって、ケースをコーディネートする役割が必要になる。被害者の最初の窓口である警察スタッフが事件後早期に被害者に接触し、被害者の困惑や不安を受け止めながら、今後の手続きや民間団体の早期支援のコーディネートを行う必要がでてくるのである。

米国の警察における被害者支援の調査報告をしている山上（2001）²⁹⁾によると、米国では警察に24時間を交代で常駐している被害者援助カウンセラーが、事件直後の直接的な援助、危機介入等を担っているという。実際、米国においては、カウンセラーの役割とは、①犯罪の被害者への直接的な援助の提供と②警察官の職務の負担を軽減することであるという。つまり、被害者と警察、病院、公判との緩衝役として、他の支援組織と連携し支援を進めていくという

のである。そして、それらに関わるスタッフは、その被害者支援の専門家として、人事異動ではなく、欠員がでた時にボランティアやインターンなどの被害者支援の経験者から選ばれるという。

現在、日本の警察では臨床心理士資格を有したカウンセラーの配置を少人数求める傾向にあるが、事件直後の被害者の窓口と考えた場合に、他機関のコーディネート機能を備えた、言い換えればソーシャルワーク的要素をもった人材についても配置されるよう検討していくことも望まれよう。もしくは、被害者支援の専門員として、人事異動のない社会心理面にも精通した警察官を揃えることも一案かもしれない。どちらにせよ、今後ますます犯罪被害者の直接的な支援に警察も積極的に関与することが求められている。

6) 医療保健機関の取り組み

二次被害を与える側にもなる医療機関であるが、とりわけ精神科においては、阪神大震災以後PTSDへの知識も広がり、現在、犯罪被害者等の精神的被害について理解し対応できる専門家の養成が始まっている。例えば、厚生労働省や臨床心理士会による研修会が実施されていたり、大学の教育課程で犯罪被害者の知識・技能の修得にむけての対策が立てられようとしている。しかしながら、犯罪被害者のケアが出来る機関はまだまだ少なく、各都市の特定の機関に一極集中している実態がある。実際、犯罪被害者の医療については、単に治療だけではなく、診断、鑑定、意見書等、場合によっては法廷での証言など、医療関係者が医療の場以外に関与しなければならぬことも出てくるし、ケースに割かなければならない時間も多くなる。今後、犯罪被害者をどのような治療枠で医療を提供していくかについても検討していかねばならない。

また、犯罪被害者のための保健福祉行政窓口の対策についても今後検討すべき課題である。実際に、犯罪被害者の場合は、事件後、犯罪現場である自宅に住めなくなったり、障害が残って常時介護が必要になったり等々、様々な問題が生じる。そこでは、被害者がまず訪れた窓口でたらい回しにすることなく、如何に様々な協力機関と連携して支援していけるかが鍵となる。実際、犯罪被害者は、心身の治療のために医療機関を受診したり、様々な手続きで行

政窓口を訪れることが多い。よって、心身の治療に加え、社会的側面の関係機関への調整などでもできるように機関の窓口スタッフを教育していくことも求められている。また、行政窓口が名ばかりの窓口とならないように、市民が積極的に窓口利用をする中で対応改善を求めていくことも重要である。

3. 支援者の問題への配慮

上記では、被害者側の不具合について述べてきたが、被害者を支える支援者の問題にもふれておく必要がある。それは、フォーマルで、またインフォーマルでかかわる治療者を含む支援者の社会的忌避というものであり、また二次受傷という事態である。

1) 社会的忌避

日頃からその被害者と友好関係を築いていた被害者の友人・家族等は、被害後直後は被害者に寄り添おうとするものである。被害後の自分の大切な友人・家族を支えてあげようとする。しかし、被害に遭うことで生じた強い怒りや悲しみ、不安を抱える被害者は、時に周りにいつも以上に依存したり、結果的に周りを振り回したりする時もある。

そのような非日常的な状況で、周りの者は、あまりに深刻な被害者の話を聞き続けると、圧倒され、あまりにも苦しく感じる。そして、それ以上は聴こうとしなくなる。また、周囲は被害者にあまり深くは関わりたくないという態度が出てくるという。気がついたら、被害者の周りには一緒に佇んでくれる友達がいなくなっていた、ということもよく聞く。

長井(2004)³⁰⁾によると、これを“社会的忌避”と呼ぶとのことだが、この事態は、被害当事者にとっては、今まで友好関係を築いてきた仲間、いつも日頃の相談にのってくれた友人、きっても切れない関係にある家族等への信頼感や期待感の喪失を意味する。そして、これは更に被害者を孤立という深遠な淵へと追いやるものにつながるのである。

2) 二次受傷

犯罪被害者の司法の支援をする者、また治療という立場で支援をする者の問題として、二次受傷という事態がある。これは他人が経験した悲惨な出来事を知ることによって外傷後ストレス反応を体験することを指す。即ち、自分自身は、事件や事故に巻き

込まれていないのに、熱心にかかわることで、被害者と同じような外傷性ストレス反応を支援者が体験するようになるというものである³¹⁾。

これは、いつ起こるか否かの問題ではなく、トラウマ支援を行う人々には避けて通れない課題である。なぜならば、二次受傷を負った支援者は、自身の心身に影響が現れるだけでなく、二次被害を起こす危険も孕んでいるからである。そして、二次受傷が適切に扱われない限り、支援活動を続けたとしても問題の解決は見られず、反対に被害者を傷つけてしまうことになることになる。とりわけ、治療者などのフォーマルな支援者の場合、途中で支援を辞めてしまうことは立場上難しいときもあり、ケースから逃げられないことで、更に二次受傷を強めていくことになる。その結果、被害者支援から遠のいていく道を選ぶ者も出てくる。

支援者側の社会的忌避、二次受傷といった問題への理解および予防は、これから更に被害者支援を進める中で重要視していくべき課題である。

4. 今後の課題

犯罪被害者等基本法が成立して以来、専門家によって犯罪被害者の基本計画(図2;基本的施策)が条文化されている。基本法とは、第一に被害者の権利保護を図るものであり、第二に、今後の一定の期間内に構築すべき施策体系を考えるためのものである。現在、基本法を土台に施策の総合的な推進に向けて犯罪被害者等施策推進会議が組織され、4つの基本方針(1. 損害回復・経済的支援等への取り組み、2. 精神的・身体的被害の回復・防止への取り組み、3. 刑事手続への関与拡充への取り組み、4. 支援等のための体制整備への取り組み、5. 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取り組み)に基づいて更なる検討が行われている。

犯罪被害とは明日の我身であり、決して人ごとではない。更なる検討が政府によってなされることであろうが、それを地方レベルで具体化していくのは、我々の意識にかかっているといえよう。実際、幾つかの都市では、犯罪被害者の深刻さに早くから着眼し、犯罪被害者等支援条例を策定しているところもある。今後、皆の意識・行動が、具体的な施策が実

- ・相談及び情報の提供等（第11条）
- ・損害賠償の請求についての援助等（第12条）
- ・給付金の支給に係る制度の充実等（第13条）
- ・保健医療サービス及び福祉サービスの提供（第14条）
- ・犯罪被害者等の再被害防止及び安全確保（第15条）
- ・居住及び雇用の安定（第16～17条）
- ・刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等（第18条）
- ・保護、捜査、公判等の過程における配慮等（第19条）
- ・国民の理解の増進（第20条）
- ・調査研究の推進等（第21条）
- ・民間の団体に対する援助（第22条）
- ・意見の反映及び透明性の確保（第23条）

図2. 犯罪被害者等基本法の概要（基本的施策）

際に起動するか、実体を伴わない施策のまま放置されるかを決定することになる。犯罪被害者施策についても、注目していきたいものである。

また、周りに被害者がいる場合は、個人レベルでも出来ることは多くある。「つらい状況にいる時、言われて嬉しかったことは何ですか」の問いに遺族があげたのは、〈实际的な援助を申し出てくれた〉〈黙って話を聴いてくれた〉〈こちらから話したい時だけ聴いてくれた〉などが挙げられている。また嬉しかった言葉では、〈無理しないで〉〈我慢しないでいい〉〈いつまでたっても悲しいのは当然〉であったという。

周りの個々の“細くてもいいから長い”暖かい支援ほど、被害者の身にしみるものはない。身近な被害者の支援に一步踏み出すことも、大切といえよう。

注)

- 1) 犯罪被害者等施策推進室『犯罪被害者等基本計画が策定されました（冊子）』内閣府
- 2) Karmen, A.: Crime victims: An introduction to victimology (3rd ed.) Belmont, CA: Wadsworth Publishing Company, 1996
- 3) Office for Victims of Crime: National Victim Assistance Academy. Office for Victims of Crime, U.S. Department of Justice. 1996

- 4) 松尾浩也「法と犯罪被害者支援」『臨床心理学』第4巻第6号, 2004, p.716-719
- 5) 警察庁性犯罪捜査研究会『性犯罪被害者対応ハンドブック』立花書房2001, p.11
- 6) 諸澤英道『新版被害者学入門』成文堂, 1998, p.133
- 7) 山田斎『犯罪被害者支援の理論と実務』民事法研究会2006, p.4
- 8) 地下鉄サリン事件被害者の会『それでも生きていく』サンマーク出版, 1998
- 9) 酒井肇・酒井智恵・池埜聡・倉石哲也『犯罪被害者支援とは何か』2004, p.74
- 10) 高橋シズエ・河原理子『＜犯罪被害者＞が報道を変える』岩波書店, 2005
- 11) 板谷利加子『御直技 レイプ被害者が闘った、勇気の記録』角川書房, 1998
- 12) 日本弁護士連合会・犯罪被害者支援委員会『犯罪被害者の権利の確立と総合的支援を求めて』明石書店, 2005, p.25
- 13) 長井進『犯罪被害者の心理と支援』ナカニシヤ出版, 2004年, p.5
- 14) 犯罪被害実態調査研究会, 座長; 椎橋隆幸『犯罪被害者実態調査報告書』H12
- 15) 松尾浩也「法と犯罪被害者支援」臨床心理学第4巻第6号, 2004, p.716-719
- 16) American Psychiatric Association., Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders, 3rd ed. Revised. APA, Washington, DC, 1987
- 17) 石川和穂「医療ソーシャルワーカーによりトラウマ体験者への早期介入モデルの検討」『医療と福祉』37巻1号 2004, p.17-22
- 18) 被害者支援を創る会『はじめよう！被害者支援—地域から創る支援システム』幹書房, 2001, p.45
- 19) 番敦子・竹内大徳・佐藤文彦『犯罪被害者等基本計画の解説』ぎょうせい, 2006, p.16, p.219
- 20) 法務省法務総合研究所『犯罪白書〈平成16年版〉犯罪者の処遇（大型本）』
- 21) 内閣府犯罪被害者等施策推進室「犯罪被害者等基本計画骨子案(3) —精神的・身体的被害の回復・防止への取組（基本法第14, 15, 19条関係）」2005

- 22) 「被害者救済の未来像」『警察学論集』第44巻第12号, p.78
- 23) 全国犯罪被害者の会『ヨーロッパ調査報告書－被害者の刑事手続きへの参加をめざして－』2002年
- 24) 東大作『犯罪被害者の声が聞こえますか』講談社, 2006年
- 25) 松尾浩也「法と犯罪被害者支援」臨床心理学第4巻第6号, 2004, p.716-719
- 26) 島田睦史「証人付添人に関する諸問題」判例タイムズ No.1151, 2004, p.4-9
- 27) 角田正紀「遮へい措置, ビデオリンクに関する諸問題」No.1151, 2004, p.10-17
- 28) 福岡県警察安全相談課「広報用資料 相談受理状況」H16.12
- 29) 山上皓・穴田富美子『犯罪被害者の心理と援助－被害者援助に携わる人のために－』東京法令出版2001年, p.112-123
- 30) 長井進『犯罪被害者の心理と支援』ナカニシヤ出版, 2004年, p.31
- 31) 大澤智子「二次受傷から身を守るために－支援者の傷つきを考える」藤森和美編『被害者のトラウマとその支援』2001年, 第8章
-